

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0564-83-5536)

(月～金曜日 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員 都築 尚希 /管理責任者 都築 尚希

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所嘉フカ
所在地	愛知県額田郡幸田町大字野場字常口 19 番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (愛知県 第2376000606号)
サービスを提供する 実施地域※	幸田町、岡崎市、西尾市、蒲郡市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 (管理者と兼務)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(土曜・日曜・12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 1,086 単位 要介護 3・4・5 1,411 単位

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 544 単位 要介護 3・4・5 704 単位

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 326 単位 要介護 3・4・5 422 単位

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 100円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 200円

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

幸田町	福祉介護課	Tel. 0564-62-1111
西尾市	長寿課	Tel. 0563-56-2111
蒲郡市	長寿課	Tel. 0533-66-1105
岡崎市	長寿課	Tel. 0564-23-6149
愛知県国民健康保険団体連合会		Tel. 052-971-4165

6. 当法人の概要

法人種別・名称	営利法人・有限会社大成		
設立	平成17年11月11日		
所在地・電話	愛知県安城市安城町照路26番地5		
	代表取締役	西 英次	Tel. 0564-56-1580

事業内容	居宅介護支援事業、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護通所介護事業、介護予防通所介護事業、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
------	--

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

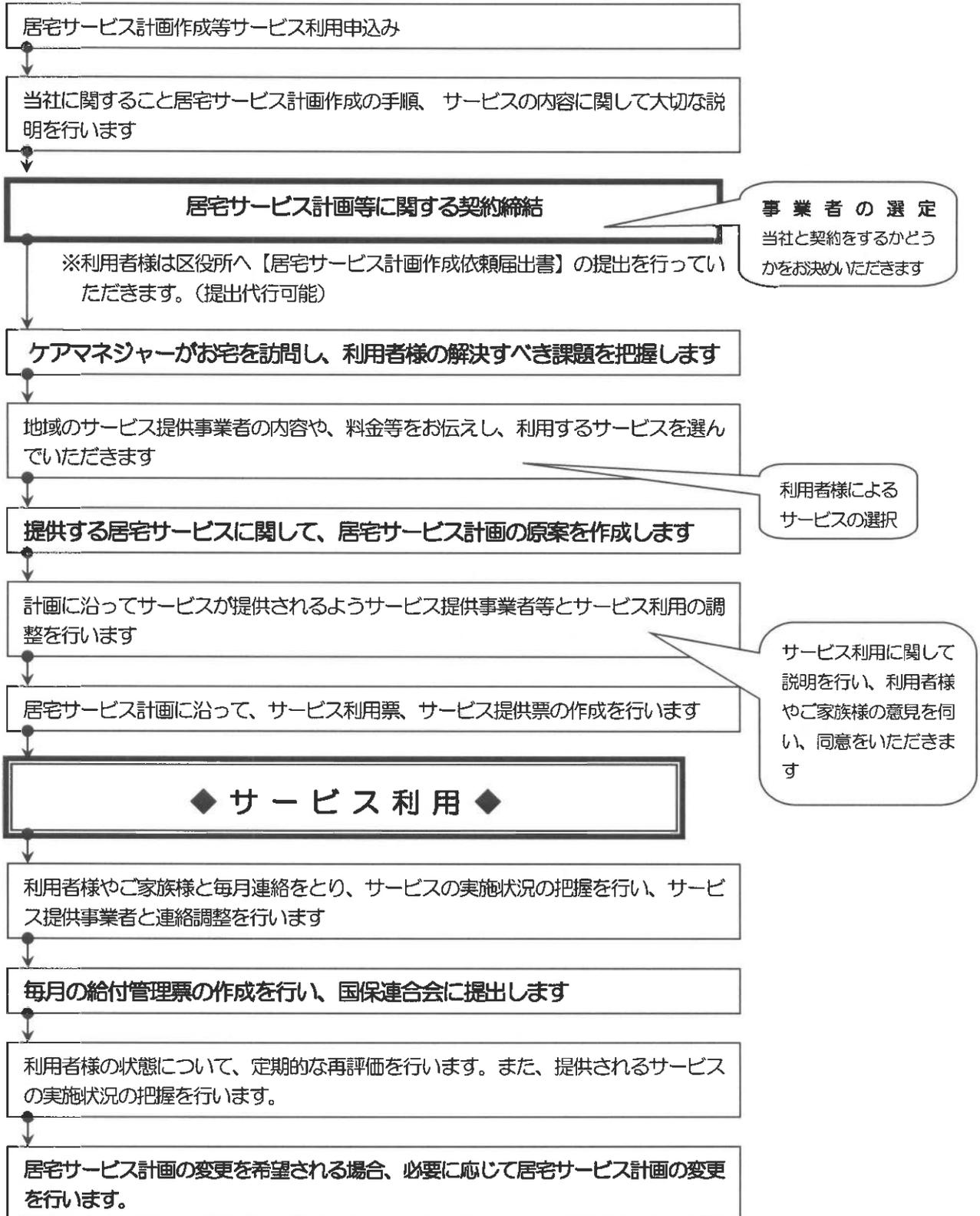
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 愛知県額田郡幸田町大字野場字常口 19 番地
名称 居宅介護支援事業所嘉フカ

管理者 都築 尚希 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人)
住所
氏名 印